

かすみがうら市議会議案審査特別委員会会議録

令和元年12月2日 午前10時00分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	中 根 光 男
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	矢 口 龍 人
委 員	鈴 木 良 道
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	古 橋 智 樹
委 員	田 谷 文 子
委 員	岡 崎 勉
委 員	川 村 成 二
委 員	来 栖 丈 治
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	宮 嶋 謙 生
委 員	久 松 公 博
委 員	小 倉 博 一
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市 長 公 室 長	辻 和 徳
総 務 部 長	小松塚 隆 雄
市 民 部 長	山 内 美 則
保 健 福 祉 部 長	寺 田 茂 孝
都 市 産 業 部 長	鈴 木 芳 明
建 設 部 長	石 塚 洋 二
参 事	木 村 俊 夫
政 策 経 営 課 長	槌 田 浩 幸
総 務 課 長	坂 本 重 男
検 査 管 財 課 長	貝 塚 裕 行
生 活 環 境 課 長	廣 原 正 則

国保年金課長	大久保	勉
社会福祉課長	吉田	均
介護長寿課長	齋藤	正通
健康づくり増進課長	川原場	宗徳
子ども家庭課長	幕内	浩之
農林水産課長	仲戸	禎雄
観光商工課長	根本	和幸
道路課長	長谷川	文男
水道課長	齊藤	健之
企画監	豊崎	伴之

出席書記名

学校教育課	海老澤	和希
地域未来投資推進課	菅谷	知央
議会事務局	檜山	宏美
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和元年12月2日（月曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案の審査

- (1) 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 議案第73号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (3) 議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (4) 議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (5) 議案第76号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第77号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第78号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (9) 議案第80号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第81号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第82号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第83号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更請負契約の締結について
- (13) 議案第84号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- (14) 議案第85号 新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について

3. 閉 会

開 議 午前10時00分

○中根光男委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定数数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和元年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

改めまして、おはようございます。

本日は、第4回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして、まことにありがとうございます。

先日、本委員会に付託されました案件につきまして、慎重に審査をいただきまして、可決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○中根光男委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

学校教育課 海老澤和希君、地域未来投資推進課 菅谷知央君、以上2名を追加して指名をいたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき、審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、都市産業部から、特に補足説明等はございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の補足説明につきまして、農林水産課所管事業について、農林水産課仲戸課長より、ご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

それでは、農林水産課所管に関する内容について、ご説明いたします。

歳入よりご説明いたします。

議案集77ページをお願いいたします。

中段にございます16款、2項、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金423万2000円の増額でございます。内容は、担い手への農地の集積、集約化推進に係る機構集積協力金交付事業の延伸に伴う補助金並びに農業次世代人材投資資金経営開始型補助金の再配分内示に伴います増額でございます。

次に、議案集78ページ上段にございます21款、5項、7目雑入、1節雑入635万7000円の増額です。機構集積協力金並びに農地維持資源向上対策事業における多面的機能支払交付金の返還に伴う内容で、内容は歳出でご説明させていただきます。

続いて、歳出について、ご説明いたします。

議案集83ページをお願いいたします。

6款、1項、3目農業振興費、09農業振興事業357万円8000円の増額です。こちらは、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金の再配分により増額をするものでございます。

次に、13農地中間管理事業（政策）139万2000円の増額です。こちらは、担い手への農地の集積集約化推進に係る機構集積金交付事業の5年間の期間延伸に伴いまして、本年度の事業対象につきま

して、19 節機構集積協力金 65 万 4000 円を計上したものでございます。

また、23 節県補助金等返還金につきましては、さきの全員協議会におきまして専決処分でご報告させていただきました案件 23 万 8000 円に加え、平成 28 年度に経営転換協力金を受けた方が、借り受け者との合意に基づく機構との利用権の解消並びに当該用地の売買により協力金の交付要件から外れ、返還対象となりました案件を合わせ、73 万 8000 円を計上したものでございます。

続いて、4 目畜産振興費、事業番号 03 畜産振興事業（政策）711 万 3000 円の増額です。こちらは C S F（豚コレラ）の感染防止を図るため、イノシシなど野生動物の侵入防止のための防護柵を設置する農家に対する支援策として、豚コレラ侵入防止緊急対策事業が創設され、かすみがうら市畜産協会を通じた上乗せ補助として 711 万 3000 円を計上したもので、市の負担割合は、全体事業費の 8 分の 1 でございます。そのほか、国庫負担が 2 分の 1、県負担が 4 分の 1、それぞれかすみがうら市畜産協会を通じて、養豚農家に補助され、実質的な農家負担は 8 分の 1 でございます。

続いて、8 目農地費、03 土地改良整備支援事業（政策）458 万 8000 円の増額です。こちらは、県単土地改良上乗せ補助金につきましては、県単事業の負担割合は、県が 37.5%、62.5%の地元負担を軽減するため上乗せ補助をするもので、今回、4 つの土地改良区から 6 件の申請が県に採択されたことを受けまして、補正予算を計上するものでございます。

概要につきましては、資料を提出しておりますので、タブレットの資料をごらんください。

1 ページ目が実施地区の概要でございます。

令和元年度県単土地改良事業実施地区（土地改良区）で、県の事業採択を受けた 6 件でございますが、資料にございますとおり、1 番、霞ヶ浦土地改良区、菱木第 1 地区から 6 番、坂湖岸土地改良区、有河地区において、施設老朽化に伴う水管橋の改修や、真空ポンプの更新、深井戸の新設、また、水中ポンプ設置等の揚水対策を実施するもので、各事業費の 10%、458 万 8000 円の上乗せ補助により、地元負担の軽減を図るものでございます。

次に、議案集 83 ページに戻っていただきまして、08 農地維持・資源向上対策事業 421 万 5000 円の増額でございます。こちらは、市内の農地維持に係る活動組織である出島東部第 2 工区資源保全会で第 1 期の計画期間の終了と、本年度からの新たな事業計画の認定に伴いまして、当該活動組織の交付金持ち越し額について、国の通達に基づき、精査した結果、歳入で計上いたしました 561 万 9000 円の返還を受けることとなり、市負担分の 25%を除く 421 万 5000 円について、返還金として計上するものでございます。

説明につきまして、以上でございます。よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

農業次世代人材投資資金経営開始型補助金の件についての資料はないですか。今、何か担い手の延伸と言っていましたか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

事業の延伸につきましては、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金ではなく、機構集積協力金

でございます。農地中間管理事業の機構集積協力金は、当初5年間の事業期間でございまして、平成30年度で終了の予定でございました。よって、当初予算には計上してございませんが、新たに5年間の事業延伸が決まりました関係で、事業延伸につきましては、この機構集積協力金を本年度、補正で計上させていただいた内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと勘違いしていたみたいですね。

いわゆる農業次世代人材投資資金経営開始型補助金の増額について、詳しく教えていただけますか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらにつきましては、当初予算1200万円要望してございまして、当初予算には計上してございません。

実際のところ、国から、当初、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金を配分されましたのが、継続の方の分しか配分がされませんでした。今回、再配分で新たに新規の方の分が再配分されましたので、その差額を計上させていただいた内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

継続した分が1200万円だったということは、新規の方が入ったので、この357万8000円が増額になった。それでは、新規の方は、1人というか1家族ですか、1事業者ですか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

継続の方が6名で、合わせて追加になりました方が、新規は6件で、ご夫婦が1件含まれておりますので、7名の方となります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

6名の方が継続と言ったでしょう。それで、新規の方が6件で、7名と言いましたよね。金額は継続が6名で、1200万円でしょう。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

すみません。説明不足で申しわけございません。

当初予算で申請しておりました1200万円につきましては、継続の分6名と、新規を見込んだ分を計上しておりました。

実際のところ、国から配分された当初6名分のみで807万8000円が、当初の国からの配分でございましたので、こちらと追加分の新規6件、7名分750万円を追加で配分されました。その当初予算

1200万円との差額分を357万8000円計上させていただいた内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

やはりこの説明の仕方が、まずいかと思うよね。金額がふえたのは、当初の予算では、新規を予定していた1200万円を入れていたけど、結果的にはそれが来なかった。最終的に、今回、この分が補助金として認められて、合計で1200万円近くという結果になりましたという、もっとわかりやすいよね。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中根委員長の一般質問ですが、CSFの対策として、イノシシ対策を主に、侵入防止柵を設置したということだと思う。設置する方は、8分の1の負担でできるということでしょうけども、これは、主に地域とか、延長も含めて、積算した根拠はございますか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらの積算根拠につきましては、茨城県の家畜保健衛生所からデータをいただきまして、各農場の規模、周囲の延長といったものから、補助の基準額、周囲を囲う柵であれば、メーター当たり1万円という上限で、計算したものでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当市はどうですか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

当市は農家数13件、13戸の農場分として、周囲を全部集計しますと5,170メートルで、事業費が5690万円、市の負担といたしましては、8分の1の負担として711万3000円を予算計上させていただいたものでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そういうものを、やはり資料として提出して欲しい。中根委員長の一般質問にいろいろと答えていると思う。実際に、議案の中に入っていますから。いわゆる豚舎がどのぐらいあって、今言ったその面積というものもきちっと資料として提出しておけば、わかりやすいと思う。

今、本当に、焦眉の課題で、皆さん心配しているわけですから。そういうのは、やはり丁寧に説明できるためには、資料を添付したほうがいいと思いますが、あとで資料をいただけますか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

後日、提出させていただきます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

今のCSF対策の取り組みです。この取り組みについては、市民に対しての周知はどのようにするのでしょうか。対象者だけに周知するのか、市のホームページでこういう取り組みをしていますと掲載をするのか。当事者だけだと、我々議員もわからないですよ。

市のホームページ等で公に周知することが必要だと思いますが、何か考えていますか。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

一般的な周知につきまして、茨城県の家畜保健衛生所と協議し、どのような形での周知がよろしいか検討させていただいた中で、実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中根光男委員長

川村委員。

○川村成二委員

実施することが決まった場合は、議員に対して通知もできれば出していただきたいです。市の取り組みが直に伝わってくるとと思いますので、検討をお願いします。

○中根光男委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

実施する場合、議会事務局を通じて、提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第84号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

都市産業部から、特に補足説明等ございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第84号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定についてにつきまして、観光商工課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、資料をお配りしておりますので、タブレット端末をご覧くださいと思います。
議案第 84 号についてご説明をいたします。

まず初めに、1、指定管理者の候補者の選定につきまして、平成 27 年度から 5 年間の指定管理期間が本年度末をもって終了することから、かすみがうら市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第 2 条によりまして、指定管理者候補者の公募を行いました。

その結果、1 事業者から、申請書の提出がありまして、募集要項及び業務仕様書の要件等に照らして、申請書類及び資格要件等を確認するとともに、かすみがうら市指定管理者選定委員会を開催しまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て審査を行い、効果的、効率的に施設の運営管理が図れると認められる事業者として、茨城県県南造園土木協業組合を選定いたしました。

次に、2、候補者選定までの経過としましては、8 月 22 日に指定管理者選定部会を開催しました。9 月 2 日に指定管理者選定委員会を開催し、9 月 17 日から 25 日の間で募集要項等の配布を行いました。同時に、市ホームページによる掲載も行っています。9 月 17 日から 30 日に募集に関する質問等の受付を行いました。9 月 26 日に現地説明会を開催し、1 事業者の出席がございました。10 月 7 日から 16 日の間を申請書類の受付期間としまして、10 月 16 日に申請書類が 1 事業者から提出がありました。11 月 6 日に指定管理者選定委員会を開催しまして、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経まして、候補者を決定しています。

次に、3、指定管理料でございますが、平成 2 年度から平成 6 年度、年間 2104 万 5800 円で、5 年間で 1 億 522 万 9000 円となります。

また、参考としまして、下段にこれまでの指定管理料を掲載してございます。

なお、当事業者につきましては、平成 22 年度から 2 期 10 年間当施設の指定管理を請け負っている業者となります。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

一応公募をしたけれども、茨城県県南造園土木協業組合しかなかったということで、なかなかもう 10 年間もやっているところに対抗して、出てくるというところはないかとは思う。これまでのこの茨城県県南造園土木協業組合の事業、業務で評価される点と、問題、改善してもらいたいという点がありましたら、教えていただけますか。

○中根光男委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

茨城県県南造園土木協業組合につきましては、これまで 10 年間指定管理をやってきていただいた中で、自主事業、企画事業等がございますが、地元の方と連携をした事業等を行っているところは、評価ができるかと思えます。

また、どうしても、施設が広くて自然豊かと言えばですが、若干、草が伸びているというような苦情をいただいています。地元のボランティアの方のご協力をいただいて、整備等もさせていただいているところもございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

非常にいい点と、改善する点と言ったけど、何か、どういう点がいい点だったかという、あまり強調されていないような気がする。あと、地元の人とよくやっているは、それはいいと思いますが、やはりもうちょっと、いい点、評価できる点を、一定程度、羅列じゃないけど、3つとか、4つとか上げて出していただく。それから、改善すべき点については、今、草が伸びていることについては、地元のボランティアの人の協力も得て、地域と密着してやれていますというのは、その改善は誰がやっているのですか。地域の人が改善しているわけでしょう。そういうのは、何か、かみ合わないよね。その辺はまとめてないですか。

○中根光男委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

当施設につきましては、年間来場者が約1万5000人いまして、年々増加傾向にあります。市内の来訪者の方が1割から2割程度です。今回、提案の中で、市内の催事へ参加し、学校等への出前講座や市内関連施設と共同してのイベント主催行事の充実、また、筑波山地域ジオパーク推進事業への参画を通して、公園の知名度のアップと魅力発信に取り組むという提案をいただいています。

また、パンフレットやセルフガイド等を新規に作成し、来訪者へのインフォメーションの機能を強化するというのも、今回、提案がございました。

また、市ホームページやSNSを通じて、広くPRをして、ハイキングや自然体験の場としての魅力発信に努めていくということもございました。

また、地域の果樹農家等と協力をしまして、ハイキングイベントを開催し、また、自然素材を利用した繭細工やわら細工の技術を有している方の地元の協力をいただいて、工作教室等を行うということ、また、インバウンドへの対応として、公園内の施設や、遊歩道の案内板へ英語や韓国語の併記を行い、外国人旅行者への情報提供機能の強化を図るということも提案がございました。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

金額の件ですが、平成31年予定で、2223万4000円となっています。こちらのプレゼンテーションの一部でしょうね。指定管理料が年間2104万5800円となっています。金額がちょっと違うので、教えてください。

○中根光男委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今回は、人件費とか、いろいろな需用費という部分をできるだけ削減をしていただく努力をしていただいたほかに、企画料を若干値上げしています。できるだけ、自主事業であるとか、企画事業を充実するようなご提案をいただいていますので、その辺では金額はふえてはいますが、ほかの部分で予算を抑えて、令和元年度と比べて、118万8200円ほど減額してございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、2223万円よりも安くなるということですか。

○中根光男委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

はい、そういうことでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消費税は入っていますか。

○中根光男委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

消費税は含まれています。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、国保年金課所管に係る予算につきまして、補足説明を国保年金課、大久保課長から申し上げます。

○中根光男委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保勉君）

議案集 80 ページになります。

当課が所管いたします部分で、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、13 国民健康保険特別会計繰出事業、繰出金 450 万円を追加するものです。

国民健康保険特別会計の歳出におきまして、一般会計からの繰入金を財源とする職員人件費に不足額が生じることから、所要額を追加補正するものです。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国民健康保険特別会計の補正予算のほうで、具体的な数字がわかるということによろしいですか。

○中根光男委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保勉君）

詳細につきましては、この後の議案第 80 号で説明申し上げます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第80号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第 80 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を国保年金課、大久保課長からご説明申し上げます。

○中根光男委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保勉君）

議案集 88 ページからになります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 450 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 8104 万円とするものです。

歳入は、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金に 450 万円を増額しております。

歳出は、1 款総務費、1 項総務管理費に 450 万円を増額してございます。

議案集 94 ページのとおり、全て職員の人件費となっております。

当初予算の積算におけます人事配置と今年度の実際の人事配置に相違がございまして、これにより、

歳出予算に不足額が生じることから、所要額を増額補正するものでございます。

説明は、以上です。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

議案集95ページを見ると、何かわかりそうな感じするのですが。対象の職員は、この中に示されている4人ということですか。

○中根光男委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保勉君）

ご指摘のとおり、議案集 95 ページ2、一般職の（1）総括で、補正後、補正前と職員数が4人、4人となってございますが、これは、一般職だけの人数でございまして、今回の人事配置の変更の1人につきましては、再任用職員の1人でございまして、総務課に確認いたしましたところ、再任用職員はこちらの表には表示されないということでございます。

そのため、細かくご説明いたしますと、当初予算の人事配置では、一般職が4人で、今回の補正でお願いいたしますのは、一般職4人に加えて、再任用職員1人といった内容になっております。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第85号の説明を申し上げます。

議案集は 110 ページ、議案概要書は 23 ページでございます。

議案概要書 23 ページでご説明いたします。

新治地方広域事務組合につきましては、現在、土浦市、石岡市、そして、本市で運営しておりますが、令和元年度末をもちまして、土浦市が脱退をし、残る石岡市と本市におきまして、その後の 1 年間、令和 2 年度末まで新たなごみ処理場が稼働するまでは 2 市で運営することになります。

それに伴いまして、組合同規約の一部を改める必要性が生じることになりましたので、地方自治法第 286 条第 1 項の協議につきまして、同法第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、同組合同規約の中の一部、4 点の変更でございます。

1 点目は、第 2 条中の関係市であります土浦市を削り、本市と石岡市に改めます。

2 点目は、第 3 条の 2 第 2 項中の旧新治村の区域という表現を削除しています。

3 点目は、第 5 条第 1 項中の組合議員の定数を 10 人と改め、土浦市 3 人を削りまして、石岡市を 4 人と改めます。

4 点目は、第 10 条第 1 項中の副管理者を 2 人に改めるとともに、同条第 2 項中の土浦市長を削除するものでございます。

施行年月日は、令和 2 年 4 月 1 日としております。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

生活環境課の廣原です。よろしくお願いたします。

私からは、こちらの規約の変更につきまして、追加で提出させていただきました資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、1、土浦市の脱退の理由でございます。

平成 21 年 12 月 28 日に締結いたしましたかすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書が、令和 2 年 3 月 31 日をもって終了いたします。今回、土浦市は、土浦市清掃センターの基幹的施設更新工事が完了し、旧新治村の区域を含む全市の一般廃棄物の処理が可能となったことを理由に、同日、同組合から脱退するものとしております。

続きまして、2、組合の解散及び解体費用等の負担です。

土浦市の脱退によりまして、令和 2 年度以降、新治地方広域事務組合は、かすみがうら市、石岡市の 2 市で運営されることとなります。2 市の一般廃棄物の処理については、令和 3 年度から霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設に移行するため、令和 3 年 3 月 31 日をもって、新治地方広域事務組合を解散する予定でございます。

令和 3 年 4 月 1 日以降に実施する施設解体にかかわる債務の負担及び特定廃棄物の処分、汚染負荷量賦課金等、責任を負う事項については、3 市（かすみがうら市、石岡市、土浦市）において協定を締結することといたします。

また、石岡市、かすみがうら市の 2 市でも協定書を締結することとしておりまして、同じように、職員の取り扱いや、財産処分、解体工事等を規定しております。土浦市の脱退後、運営など、3 市協定では明記されていない内容や、解散後の承継事務として、当市が解体工事や組合の事務等を引き継ぐことなども規定しているところです。

こちらは、いずれも組合の解散事務検討委員会で検討調整がなされ、構成市町において、合意され

ている内容となっております。

続きまして、3、施設解体工事にかかわる債務の負担についてです。

(1) 解体対象施設は、老人福祉センター、環境クリーンセンター、井水送水管となりまして、全ての施設を解体予定でございます。

(2) 解体工事費用総見込額につきましては、現在のところ、あくまで見積もり等を徴取し、算出した金額ではありますが、総額で16億1170万円のうち、解体工事にかかわる費用については、15億1000万円としております。

内訳については、表のとおりとなります。

令和2年度については、新治地方広域事務組合で実施することとなりますが、解体工事実施設計と境界確定測量を実施し、金額は1840万円を予定しております。

令和3年度には、当市が引き継ぎ、解体工事、それから、解体後も保管を要する特定廃棄物の倉庫設置等を行うことになり、現在のところ、予定では6億8350万円を予定しております。

解体工事については、2カ年で実施する予定としておりまして、令和4年度においても、実施します。金額については、9億980万円となります。

(3) かすみがうら市負担見込額については、8億5013万3000円となります。

組合分担金条例に定める建設債の割合により、負担することとなります。民生費については、均等割20%、人口割80%となり、当市の負担額については約54%で、これから算出しますと、6077万3000円です。また、衛生費については、均等割50%、人口割50%となり、負担額については約53%で、7億8936万円となります。

また、このうち、均等割については、かすみがうら市4分の2、石岡市4分の1、土浦市4分の1となります。

解体工事費用の一部は、除却債を充当することとなります。令和3年度分から除却債を充てることとしておりまして、10年間の償還で令和13年度までとなります。

続きまして、4、議案についてです。

既にご案内のとおり、土浦市が新治地方広域事務組合から脱退するため、新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について、今回、令和元年第4回定例会に提案するものでございます。

説明については、以上です。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

解体費用についても、これは、当初は解体する委託設計を昨年度やったわけですよね。その金額も大体2000万円で、この工事解体設計と同じぐらいだったのですが、総計して、かすみがうら市の負担見込み額が(3)にありますように、8億5013万3000円というのが、今の現段階でわかっていることですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

先ほどもお伝えしましたとおり、現在のところ、まだあくまで見積もり等を徴取し、算出した金額でございまして、現在のかすみがうら市の負担見込額については、8億5013万3000円でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それで、もう一つ、財産処分があるよね。今現在、施設のいわゆる土地がありますよね。あの土地についても、財産になるわけですが、どのぐらいで見積もっていらっしゃいますか。

そうすると、それは売却をするという前提なのか、そこら辺までは決まっていないと。売却をしないと、土浦市、かすみがうら市、石岡市で、最終的な処分をしないといけないですね。そこまで、どうなっていますか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

まず、現在の金額でございます。組合が示しました資産台帳によりますと、現在の土地につきましては、評価額としまして、現在の評価額約1億5039万円となっております。ただし、これにつきましては、あくまで資産台帳による評価額でございまして、その後の評価については、変更となる可能性がございます。それで、組合で土地鑑定を行っておりまして、その価値は7000万円程度であると聞いてございます。

それにつきましては、協定書の中で、解体終了後に速やかに財産処分を行うものとしておりまして、売却ができた場合には、解体費に充当することになってございます。

また、売却が困難な場合は別途3市で協議を行うという協定を締結するところでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

評価額、いわゆる、鑑定評価をしたら、約7000万円だった。ただ、これは解体した後に、処分をするけれども、処分したくともし切れない場合はまた、3市で協議をするという意味ですね。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、相殺ができるかどうかは、今のところは未定だということですね。

それから、財源については、除去債。除去債というのは、いわゆる借金ですよ。この借金であっても結果的には一般会計からの捻出ということになりますよね。いかがですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、そのような形でございます、いわゆる除却債と言われるもので、起債でございます、約10年間の償還でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いやだから、地方債は、やはり借金だから、一般会計の扱いと同じじゃないですかと聞きました。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

すみません。起債というお話なので、政策経営課で説明をさせていただきます。

除却債というお話ございましたけれども、除却債につきまして、今説明がありましたように、10年で起債を立てるものでございまして、一般会計での起債ということになってございます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第82号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案集104ページになります。

議案第82号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）について、年度当初の人事異動によりまして、再任用職員1人分の職員給与等に不足が生じたことによるものです。

説明は、以上となります。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

再任用職員の賃金だということは、今まで再任用職員の賃金が入ってなかったということですか。1人ふえたのですか。

○中根光男委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

今年度、水道課において、再任用職員1人がふえ、職員体制が7人から8人に変更し、給与額がふえたためでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

きちんと、再任用職員が1人ふえましたと言わないとだめですよ。だから、逆に言うと、再任用職員1人は、いつふえたのですか。

○中根光男委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

今年の3月に水道企業会計事務のベテラン職員が退職したことに関連しまして、引き続き再任用による後任者への企業会計への詳細な指導が必要であると考えました。

合わせて、下水道会計が公営企業会計法の適用に伴い、水道課において4月当初に複雑な公営会計システムや、伝票処理等を行うためでございます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

説明を求めます。

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

発言の訂正をお願いいたします。

先ほど再任用職員の増加というお話しをしましたが、それは間違いでございまして、職員は8人と全く同じでございます。

増額につきましては、職員の異動に伴う不足額が 91 万円発生したということでございます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

初めに、市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、議案集に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

議案集 4 ページをお願いいたします。

承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、台風 19 号及び 10 月 25 日の大雨洪水警報発令時への対応といたしまして、令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

議案集 6 ページをお願いいたします。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1309 万 1000 円を追加し、時間外勤務手当等の人件費と 10 月 25 日の大雨により発生をいたしました市道 0210 号線ほか、7 路線の復旧工事費 1000 万円を計上したものでございまして、財源は繰越金を充当してございます。

私からの説明は、以上でございます。

○中根光男委員長

次に、建設部から、特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

それでは、専決処分の承認を求めることについて、道路課所管の道路橋梁復旧費、補正額 1000 万円の工事箇所について、事前提出の資料にてご説明を申し上げます。

タブレット端末をごらんください。

先般、10 月 25 日発生した大雨により、市内において発生した道路のり面崩れ 8 カ所及び道路陥没

1カ所を記載しております。これら道路課所管箇所は、緊急性や利用形態、交通量などを勘案し、早期復旧が不可欠と思われる箇所であることから、道路橋梁災害復旧事業として、順次緊急事業として対処しているもので、今補正事業となります。

表の右上、5番、加茂地内については、連続的に4カ所ののり面崩れが発生した箇所となります。

詳細につきましては、資料に後ろに番号ごと、この番号とリンクして記載されておりますのでご確認をいただければと思います。

○中根光男委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消防費は、時間外手当のみとの理解でよろしいですか。

○中根光男委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

職員の時間外勤務手当と管理職員の特別勤務手当の計上になっております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

管理職は、いわゆる市長とか、教育長とかも含めてという意味ですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、管理職員特別勤務手当につきまして、ご説明をいたします。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員、部長、課長、課長補佐等の管理職員、管理職手当が支給されているものが、臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日または休日、もしくは週休日以外の日の午前0時から午前5時まで勤務した場合に支給される手当となっております。

ちなみに、部長級については、6時間未満の勤務が1万円、課長級が8,000円、課長補佐級が6,000円となっております。6時間以上になりますと、それに1.5倍の支給となっております。

常勤の特別職については、この対象とはなっておりません。一般職の管理職が対象となっている手当でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、通常は管理職の方の手当はないけども、6時間以上超えた場合とかそういう条件になった場合に支給することができるとなっている。それで、部長級は1万円で、課長級が8,000円とかということに累積すると125万円ということですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことで、管理職員については通常勤務、時間外勤務は支給されませんので、それに係る特別な手当というようなことになっております。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

復旧事業でお伺いします。この復旧箇所については、災害が起きた箇所の原状復帰が原則だと思うけれども、今後に向けて恒久対策が必要な箇所は何カ所あって、今後どのような対策を考えているのかといった検討はされていますか。

○中根光男委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長（長谷川文男君）

道路課としましては、今回の災害復旧工法につきましては、原形復旧が基本となっておりますが、簡易的に構造物が入れられる箇所につきましては、構造物等を入れて対応していくことで検討しております。

○中根光男委員長

川村委員。

○川村成二委員

その検討を今後どのようにやるのか、何か計画があるのでしょうか。

今回の事業費は原状復帰だけですよね。ということは、同じような大雨やいろいろな悪い条件が重なると、再発する可能性があるので、根本的な恒久対策が必要でしょう。そこは何カ所あって、どのようにやっていくのかという将来像の説明がほしいのですが、いかがでしょうか。

○中根光男委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

全部で先ほど9カ所申し上げました。そのうち、ただいま委員からありましたように、いわゆる今回の現況復旧で完了する箇所と、将来的、恒久的に将来のことを考えてやったほうがいいところの対応ということかと思えます。それらについては、いわゆる机上で職員が設計して、また、現地で、業者と協議して応急復旧をやっている箇所と、これからきちんとした設計に入ってやっていく箇所に分かれておまして、実際にはとりあえず現状は仮復旧で通せるところを今、やっています。それらについては、ちょっと、具体的には多分数カ所は金額から見て、あるような状況でございますけれども、その設計はまた雨が降れば、また同じような対策が必要では、出戻り工事になってしまいますので、その対応ができるような対策はとってございます。

○中根光男委員長

川村委員。

○川村成二委員

ぜひ新年度予算の説明のときには、そういう災害復旧で恒久対策のための事業だとか、継続的な、経常的な整備だといった違いがわかるような説明をいただけると、我々としても市民に安心・安全をお話できることとなりますので、ぜひその辺を検討してください。

○中根光男委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

そのようにさせていただきたいと思いますが、今回、補正をさせていただいている 1000 万円で、基本的には恒久的な事業まで数カ所見込んだ見積もりになっておりますので、これで対応はできるものかと考えております。

なお、工事に入ってみて、その 1000 万円ではどうしても足りない。この先新たな工事が必要であろうとなったところは、ただいま川村委員ご指摘のとおり対応させていただきたいと思います。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

一般財源化で復旧費が賄われていますが、今回の台風第 15 号、第 19 号、それから、10 月 25 日の強烈な長雨について、国とか、県というところからの災害復旧という名目での助成は全くないのですか。それとも、今後、そういうものがくる可能性はあるのですか。

○中根光男委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

お答えをいたします。

災害復旧費の国の補助でございますけれども、こちらにつきましては、1 件の工事費が 1000 万円を超えるものと伺っております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、答弁が中途半端なのよ。

1000 万円を超える、超えなければ、災害復旧といえども、国や県からの支援はないということですか。そういうことでしょうか。それで、こういう災害復旧が 1000 万円未満であれば、全部一般財源でやるしかないということになるのですか。そこを明確に言ってください。

○中根光男委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

失礼いたしました。

1 工事当たり 1000 万円以上の工事につきましては、国からの災害復旧の補助対象となりますけれども、1000 万円以下の工事につきましては、国の補助が受けられる一般財源での対応となります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県はどうですか。県のほうそうですか。

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時26分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

県については、補助はございません。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時29分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、議案第79号 かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）につきまして、市長公室に該当する部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案集72ページをお願いいたします。

まず、第2表債務負担行為補正でございますけれども、記載の5件の追加をするものでございます。

このうち、上から2番目のかすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園指定管理料に

つきましては、指定管理者の選定に伴うものでございます。

それ以外の4つの案件でございますけれども、こちらにつきましては令和2年度の公共工事につきまして、どうしても工事の閑散期となります4月、5月に工事額を増加させることによりまして、当該年度の工事費、公共工事の件数を平準化することを目的といたしまして、この4つの事業につきまして、今年度から工事を、発注手続に着手することができますように、また、あわせて、今年度の支出は伴いませんが、いわゆるゼロ債務負担行為といたしまして、計上をするものでございます。

続きまして、議案集77ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款地方特例交付金680万6000円でございます。子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして、市内外の私立認定こども園への市の追加負担分の事業費の4分の1の部分につきまして、国から補填をされるものでございます。

続きまして、19款繰入金でございます。公共施設等整備基金繰入金124万8000円につきましては、ウエルネスプラザ整備事業費の増加に伴い、増額されました分につきまして、市債充当残分を基金から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

22款市債につきましては、繰入金と同様にウエルネスプラザ整備事業費の増によるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。

説明漏れがありましたので、追加で説明をさせていただきます。

議案集73ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。複合型健康福祉拠点施設整備事業債といたしまして、限度額の5億8040万円を6億20万円に増額をするものでございます。こちらにつきましても、同じくウエルネスプラザ整備事業費の増額に伴うものでございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

債務負担行為で今、4種類の委託の話をしたのかと思うのですが、工事の平準化、4、5月がどうしても仕事の発注が少ないからという言い方をしましたよね。

これは2番目の三ツ石森林公園の管理料を除く4つを言うのですか。

○中根光男委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

そのとおりでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは設計ですけども、霞ヶ浦北小学校は修繕だからこれは工事が発注できるね。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 73 号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

概要書に基づきまして全員協議会で説明をさせていただきましたので、特に補足説明等はございません。よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今日の朝日新聞に会計年度任用職員についてという記事が載っていました。

茨城新聞も、非正規公務員ボーナス、47 都道府県来年度から、本県 2.6 カ月分支給、年収 10 万円から 35 万円改善というような中身でいろいろな疑問点というか問題点なりが出ていたと思う。

非正規職員から正規職員という促進ではないですね。ものすごく組合からも、いろんな問題点が指摘されているようであります。

ちなみに、自治労連からもリストラ、アウトソーシングが進む、非正規雇用固定化拡大する。全ての自治体職員の賃金労働条件が切り下げられる。

4 つとして、人を減らし、雇用破壊が進むという危惧をして、会計年度の任用職員について改善をするという取り組みをしているようであります。

ということで、労働組合との協議はどうなっていますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

今般の改正につきましては、労働組合との協議は行ってはおりません。

こちらにつきましては一般職等の雇用条件等につきましては、ご意見を確認するという事で進めておりまして、これまでも臨時職員や非常勤特別職等の雇用条件については、特に本市の労働組合とは協議を行った過去もございませんので、実施しておりませんといった状況でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

労働組合の認識が低いのかどうかは別にして、いずれにしてもこの問題かなり大きな問題として取り上げられているようであります。

当市の非正規職員の実態についてお尋ねします。全体の職員に対して、非正規職員の雇用がどのようになっていますか。そのわかるような表はつくっていないと思いますが、どうなっていますか。わかるように説明していただけますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

職員数につきましては、去る9月25日の一般会計決算審査特別委員会の資料で、過去3年分の一般職員数、さらに嘱託職員、臨時職員、非常勤職員等と区分いたしまして、提出させていただいております。

平成31年4月1日現在では、任期つき再任用のフルタイム職員を含んだ職員数は402人でございます。

そのほか、再任用の短時間勤務職員が16人、嘱託職員が16人、臨時職員のフルタイム勤務職員が18人、臨時職員の短時間勤務職員が229人、非常勤職員等が16人と整理し、提出させていただいております。

総計697人から職員数402人引いた295人が、正職員以外の職員数として整理いたしております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この朝日新聞の中にもいろいろ書かれてありまして、今、いわゆる非正規職員295人は、再任用職員とか臨時職員で、臨時職員の中でもパートという時間を短くしているのが229人とおっしゃったと思います。ここで、静岡県島田市が会計年度任用職員に移行すると、ボーナスや退職手当を支払うために人件費が約3億6000万円ふえると試算しています。

試算した結果は、ございますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

会計年度任用職員へ移行する職員については、非常勤特別職の相談員等からいく方、さらには、嘱託職員からいく方、臨時職員からいく方ということで、合わせて現在見込みでは383人でございます。

臨時職員がそのうち344人ですが、先ほど説明させていただいた295人と数字が相違しておりますが、短時間勤務の臨時職員で、職務が重複している職員がございまして、その重複した方を含めると、現在383人が移行すると見込んでおります。

移行する場合の影響額でございますが、報酬額については、現行の臨時職員であれば、時間給等を基本として移行するように考えております。

ということで、期末手当については、年間2.6月が支給となる予定でございまして、ただし、来年度の当初期間については、4月から6月の3カ月間の期間率を計算しまして試算しております。

年間1.69月で来年は試算をしております、期末手当分だけで4473万27円が新たに支給の対象となるよう考えております。

2年目をその率の年間2.6月で試算しますと、4825万円という試算となっております。

報酬については、基本的には現在と同じような単価をまず当初は予定しております。そちらの詳細については、今のところ試算をしておりません。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

試算しているのは、383人の期末手当分で、来年4月からですよ、これが四千万円。

ちょっと、この期末手当の金額をもう一回、きちっと言ってくれますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、令和2年度につきましては、4047万3027円です。

2年目が4825万円です。先ほど説明が漏れましたが、383人のうち、この期末手当の対象となる者が244人という試算でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

期末手当の対象になるのが244人、そのほかの人は対象にならない。それは会計年度任用職員ではないということですか。

ですから、この会計年度任用職員は、全てが会計年度任用職員にならないということを意味していると思いますが、そういうところをちょっとよく教えていただけますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

期末手当の支給の対象となるのは244人ですが、そのほか期末手当が支給されなくても会計年度任用職員という整理となっております。ただし、期末手当については、一定の要件で支給をすることになっておりまして、1週間当たりで15時間30分以上の勤務をされる方を対象とすることとなっております。

また、6カ月の勤務が要されるという規定がございまして、それ以下の方については期末手当の対象とならないという内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

概要書にも書いてあり、期末手当は、週の勤務時間15.5時間以上、任用期間が6カ月以上となっておりますよね。

つまり、その残りの383人から244人を引き算してみればわかると思いますが、その方たちは期末手当支給対象から外れるような労働時間だと理解してよろしいですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この中にも、年収が変わらず、お金を遅くもらっただけだと書いてありますが、例えば、保育士は臨

時職員というのが多いのではないかと思います。

そういう形で年収は変わらない。それとも、年収はきちっと多くなると積算されておりますか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

まず、基本的に制度的には、現在の臨時職員であれば、現在の時間給を基礎とした報酬を基準とします。ただし、これまでは、その勤務の昇給等がありませんので、何年働いても同じ給与でございました。会計年度任用職員については、そういったものを考慮することになっておりますので、その職に応じまして上限は決まっていますが、若干と申しますか、1年間勤務しますと、次の年は昇給が見込まれることで、報酬的にも改善がされる部分が多いかと考えております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、会計年度任用職員ですから、令和2年だったら令和2年、それが令和3年のときも同じような方が会計年度任用職員として採用されることになるかと、その場合は、そういう昇給みたいなことに、対象になるということの意味しているのということですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことでございます。

ただし、職によりましては、その昇給の上限幅が、職によって規定するようなことを考えておまして、簡易な業務については、昇給の上限が低く設定して、対応するというような違いがございますが、基本的には昇給が見込まれる職ということでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、今、対象となる予定の方たち、これが、来年の令和2年度に再任用された場合には、年収は変わらないか、ふえるか、どちらですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

個々のものについては、全体的には外れる部分があるかもしれませんが、基本的には期末手当が支給される方はふえます。そのほか、期末手当が支給にならない方についても、勤務が継続して、新たな雇用となりますが、新たな雇用を繰り返された場合は若干報酬が増額となる方が多いと考えております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

わかりました。

とりあえず、今、各地でこの問題が大きくなって、財源をどうするということが、言われています。

つまり、財源がこれよりもふえてしまうことで、逆にアウトソーシングにしようという動きも強いようです。つまり、公的な仕事を別なところに委託するような動きもあるそうです。これ、財源はどのような形になりますか。いわゆる一般財源になるわけですね。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

財源につきましては、会計年度任用職員の導入に伴いまして、総務省自治行政局公務員部としては、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置についても、適切に検討を進めていく予定ということでは示されております。

現状ではそこまでだと思います。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、まだ決まっていないということですね。基本的には、地方交付税でその分が手当てされるということも、まだ決まっていないのですか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

現在、私どもで入手している情報では、確定情報等は届いておりません。

先ほど説明させていただいた状況だと考えております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、会計年度任用職員の採用は、公募によるとなっています。

これまでも、一応、臨時職員は、市のホームページで公募していたと思いますが、従来と変わらないということでしょうか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

これまでも、嘱託職員、臨時職員共に、新たな雇用をする際は、1年ごとに職業安定所、または市ホームページにおいて求人を行った上で、選考を行うことで対応しておりました。基本的には同様に考えております。

ただし、令和2年度の募集につきましては、会計年度任用職員制度による初めての募集になりますので、募集開始の周知は人事担当課で、市全体の募集の周知を行うよう対応したいと考えております。

なお、募集の周知は一括して行いますが、面談から採用決定などの選考については、これまで同様に各担当課での対応ということで、現時点では予定をしております。

○中根光男委員長

川村委員。

○川村成二委員

先ほど、一般会計決算審査特別委員会で配布した資料で、平成31年4月1日現在の職員数402人

と話をされました。

今回、会計年度任用職員に移行する計画の人数が 383 人と話をされましたけども、合計すると 785 人になります。

一般会計決算審査特別委員会で配られた資料によりますと、職員総計は 697 人です。

大幅に人数がふえるように見えるのですが、職員数が減るのですか。総数の人数の調整というのは、どのような形で行われるのでしょうか。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

先ほど臨時職員が、平成 31 年 4 月 1 日現在では 229 人とご説明いたしました。その後に臨時職員から会計年度任用職員へ移行するのが 344 人というようなことで、そのほか、非常勤特別職から移行する方と嘱託職員から移行する方と、合わせて 383 人と先ほどはご説明させていただいております。

この臨時職員の 229 人と 344 人の相違については、放課後児童クラブの支援員等が、夏休みの期間だけ学校支援員等から重複して勤務する方が大分いまして、その分がふえている状況でございます。相違については、そういった内容となっております。

○中根光男委員長

川村委員。

○川村成二委員

そうしますと、職員数について、は 402 人でほぼ推移していくという認識でよろしいですね。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

一般職の職員については、現状の職員数を基本として、今後も雇用等を行っていく予定です。

○中根光男委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

勤務時間と通勤手当のことについて伺います。一般職と臨時職員、非常勤職員でフルタイムという考え方、この積算でいうと、一般職と少し時間にずれがあるように思われるのが 1 点です。

あと、通勤手当において、最少の区分は、一般職と違う片道 2 キロメートルから 5 キロメートルという積算になっているのですが、その分けた理由を説明願いたいと思います。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

まず、職の設置の関係ですが、基本的にはフルタイムの職員を配置せずに、パートタイムの職員での配置を予定しております。現状についても、基本的にはフルタイムでなく、特別の事情がない限りは短時間勤務で配置ということで実施しておりまして、同じような考え方で制度の移行を考えております。

また、通勤手当につきましては、片道 2 キロメートル以上については、一般職の区分に合わせておりまして、一般職も片道 2 キロメートル以下は支給がされておられませんので、この区分は一般職と同様の考えでございます。

○中根光男委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

一般職の片道2キロメートル以下は、条例に表記はなかったですよ。片道2キロメートルから5キロメートルというような表記はなかったように確認しましたがけれども、現状では片道2キロメートル以下については支給していないということで、今わかりました。

もう一点は、そのフルタイムの上限の給与の計算をするに当たって、一般職の勤務時間とのきつと時間計算の差が出ていると思います。その違いが教えていただければと思います。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

失礼しました。

通勤手当につきまして、一般職については、規則で規定しています。上限も片道60キロメートル以上で月限度額が3万1600円で、こちらは会計年度任用職員の区分表と同額で、整理させていただいております。

勤務時間につきまして、一般職は週38.75時間としております。会計年度任用職員についても、フルタイムの勤務時間については週38.75時間で、フルタイムの場合は一般職と同じ時間での勤務になります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それに関連して、この朝日新聞でも心配しているところがありましたよ。

これまでは、1日7時間45分がフルタイムの仕事を7時間30分にして、パートの仕事にするという動きが、ある自治体であったということですが、当市はそういうことはないですよ。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

先ほども若干触れましたが、非常勤職員等の皆様については、これまでも基本的には短時間勤務ということで、フルタイムでない勤務を基本として設計しております。今回移行については、週当たり35時間上限ということで制度化を現在予定しております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、週35時間だから、フルタイムではないということでしょう。

ということは、そういうフルタイムでない職員が結構多いみたいでしたよね。229人ぐらいいるみたいで、いずれにしても、ちょっと悪いですけど、今回の表があるじゃないですか。一般職が何人で、臨時職員、再任用職員も含めて、これをどうしていくかという表をつくって、わかりやすくしていただませんか。

○中根光男委員長

表の提出を求めています。

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、移行する職員の移行後の姿ということでございますが、こちらについては現在あくまで試算でございます。

そういった内容で整理した部分については、作成して提出させていただければと思います。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いろいろ労働組合の中でもかなり心配しているところがあるのですが、やはり任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則から、この会計年度任用職員制度は逸脱しているというのが、問題だとします。ということで、これについては反対です。

○中根光男委員長

ほかに、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

本案は、異議ありますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中根光男委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

これより、昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時28分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本件に関しましても、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

議案第 73 号でこの会計年度任用職員にかかわる問題で反対をいたしましたので、こちらに賛成するわけにいきません。

○中根光男委員長

ほかに、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結します。

本案は、異議ありますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中根光男委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本件に関しましても、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第 79 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。
総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

総務課の補正予算に関しまして、坂本総務課長からご説明を申し上げたいと思います。

○中根光男委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、総務課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。
議案集 87 ページをごらんいただきたいと思います。
今回の補正につきましては、人件費の補正でございますので、給与費明細表で説明させていただきます。
2 の、一般職、（1）総括の比較の段をごらんください。給与費、共済費を合わせまして 7907 万円の減額補正でございます。概要につきましては、当初予算につきましては、平成 31 年 1 月現在の職員配置により 374 人で計上しておりましたものを、平成 31 年 4 月以降の 372 人の人員配置に合わせまして、人件費を減額補正させていただくものでございます。
減額の主な要因としましては、経常職員数の減と育児休業及び分限休職者の給与を減額することによるものでございます。
説明については、以上でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。
それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。
次に、議案第 83 号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更請負契約の締結についてを議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第 83 号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更請負契約の締結について、貝塚検査管財課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○中根光男委員長

それでは、説明を求めます。

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第 83 号の説明をさせていただきます。

令和元年度第 3 回市議会定例会において議決をいただいております防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）の契約につきまして変更契約ということで、屋外拡声子局 2 基の整備の追加工事を行うものでございます。

内容としましては、議案概要書 22 ページの（3）に記載させていただきましたとおり、消費税率が令和元年 10 月 1 日から改定されたことに伴う改定分 437 万 6000 円でございます。

こちらは、変更前の契約金額が、8%の消費税を含む契約額 2 億 3630 万 4000 円に対しまして、10%での契約額 2 億 4068 万円の差額として今回変更をするものでございます。

その下の追加工事に伴う変更契約でございますが、こちらは屋外拡声子局 2 基の整備追加工事によるものでございます。

合わせまして、変更後に 2 億 4827 万円となるものでございます。

説明については、以上でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消費税率 10%といいましたけども、この契約そのものは 10 月以降ではないですよ。

何か条件をつけていたのですか。

○中根光男委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

契約時に消費税率が変更になった場合には、改正後の消費税率とするということで契約を締結しておりますので、今回変更で消費税率 10%の額ということで改正をするものです。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、当初が屋外拡声子局 48 基で変更後が 50 基ですよ。つまり、この 50 基で霞ヶ浦地区のデジタル同報系システムは完了するのですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

屋外拡声子局は、全て完了となります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

落札率が下がったその差額分で、屋外拡声子局 2 基を設置することになりましたよね。

ということは、もう屋外拡声子局 50 基設置が先にありきだったような気がします、いかがですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

令和元年度第 3 回定例会の契約の際に、ご説明をさせていただきました。計画上、確かに屋外拡声子局は 50 基でございました。資材の高騰等の事情によりまして、予定価格がその計画額では作製できませんでしたので、防衛との協議によって、補助の範囲内で屋外拡声子局 48 基の予定価格を設定して、入札をいたしました。

そこで生じた差金、当然補助金の額も入ってございますので、これを活用して、当初の計画どおりの屋外拡声子局 2 基を追加することについて防衛との協議が整いましたので、今回、仮契約を経て変更契約を締結いたしたいということでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

例えば、今、落札差額の問題は別にしても、例えば、かなり資材が高騰して予定価格を上げた、結果的にその予定価格どおりになった場合、差額があまりない。そうなったときには、2 基は後に設置されるまことになるわけですよ。そういう事態も考えていたということだと思いますが、いかがですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

委員おっしゃるとおりです。このⅢ期工事の屋外拡声子局はこれで完了ですが、戸別受信機の整備計画等も同様の計画として持っておりまして、後年度事業は存在しますので、その事業と一緒に 2 基を整備するようなことになったかと思えます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

戸別受信機を今度は 38 基でしたか。旧霞ヶ浦地区にやりますという工事の中身はこういう屋外拡声子局ですか。同報系システムというものと大した変わりのない工事概要でしょうか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

工事の内容的には、大分違うようになってくると思います。屋外拡声子局の設置は、土木関係のコ

ンクリート工事といったものも含まれます。戸別受信機になりますと、それぞれの建物にそちらを据え付けて調整を行う。さらに受信感度が悪い場合には、外部にアンテナを立て、接続の工事試験等を行うような工事ですので、工事としては趣が異なるかなと思います。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、今回、例えば屋外拡声子局2基を改めて戸別受信機と同時に発注するとなると、高くなるかなという雰囲気があります。そういう意味では、屋外拡声子局2基を設置できたことは、そういう意味では幸いだったと捉えたほうがいいですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

委員おっしゃるとおり、小口の工事で諸経費等が割合として増加することも想定されるでしょうから、こういうふうと一緒に追加でやらせていただいたほうが金額面でも、経費の面でもメリットがあります。また、その屋外拡声子局2局も早く運用が開始できますのでそういったメリットもあるかと思えます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

屋外拡声子局2基の設置場所は、大体これ50基の範囲でやっていたと思うので、48基にした残り2基は、大体エリア的にはバランスがとれるような位置で設計されていたのでしょうか。

特定できれば、2基の場所はどちらですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

屋外拡声子局2基分は、宍倉地区の天神西と、外葉2に設置してあるものです。

この屋外拡声子局2基を先送りにするに当たりましては、支柱とか機械の老朽化の具合といったものを勘案して、先送りした経過はあります。この全ての整備が終わるまでは、デジタルとアナログとの、併用で運用しておりますから、支障はなく何とか運用はできると思います。設置状態がいい2基を後回しにしたということで、ご理解いただければと思います。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

これでこのⅢ期工事で、市内全域が完了するということですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

工事の趣旨がデジタル化でございます。そういう意味では、千代田地区は、既にデジタル化で整備しておりますから、これで全域デジタル化ができることになろうかと思えます。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それでは、停電時にどのような運用をするのかお尋ねします。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ちょっと手元に資料を持ち合わせてないのですが、一般質問の中でお答えしました。無停電とあとUPSバッテリーで、20時間運用可能だとお答えをした記憶があります。

5分放送をしてお休みをして、また5分放送してということで、24時間は運用ができるという仕組みになっています。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

今、長期停電が千葉県の方でもありました。24時間以降はどのようにする予定ですか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

親局は、自家発電等の電源を使うことができますと思います。子局に関しては、備え付けのバッテリーの限界がそこまでございますので、全域停電という条件にしますと、どの子局でも放送できなくなるという事態が生じてしまうと思います。

ただし、東日本大震災の例などを見ますと、千代田地区の停電復旧は遅れましたけど、霞ヶ浦地区は早く復旧しておりました。個別いろいろな事情が関係してくると思いますが、通電をしている範囲での運用は可能なのかなと思います。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

いや、ですから、それが対策になるのかとちょっと疑問に思うところあるけれども、電気が復旧しなかったら、放送も中止されてしまう危機感を持って、今後対策を練っていただきたいと思います。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

その子局のバッテリーにも高性能のバッテリーが開発されてきているという情報もございますので、その恒久的に運用は難しいかもしれませんが、ご指摘のようなケースに対応できるような場合も考えられると思いますので、その辺もよく調査してまいりたいと思います。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

ソーラー式の蓄電池というのも今あるらしいので、そういうこともやはり今後の課題として調査して、停電時であっても利用可能な状態を保っていただきたいと要望させていただきます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、行財政改革公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。行財政改革公共施設等マネジメント推進室から特に補足説明はございませんか。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

それでは議案第79号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の説明、補足説明をさせていただきたいと思えます。

議案集79ページになります。

2款、1項、6目、下から2番目、10 複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）でございます。このたびの補正予算につきましては、現在工事を進めておりますかすみがうらウエルネスプラザにしまして、新たに情報系のネットワーク整備の委託費及び改修工事の内容変更による工事費の変更、さらには、施設内に準備すべき備品購入費等を追加し、合計で5136万5000円の補正予算を計上させていただくものでございます。

最初に13節委託料につきましては、保健センター及び地域包括支援センター等の事務所を設置するにあたり、市役所と結びます情報系のネットワークの整備を業務委託費で設置していく形で350万4000円、続きまして15節工事請負費につきましては、かすみがうらウエルネスプラザ改修工事に係ります電気工事、機械工事、建築工事、外構工事、体育館工事を現在行っておりますけれども、それぞれに細かな変更点が生じてございます。こういった中で請負工事にかかる変更分を補うために、工事請負費全体で2013万1000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、18節備品購入費につきましては、施設の開設にあたりまして書類の保管庫の書棚等主に庁内の備品等になりますもの、さらには、事務所内で職員が使う書庫といったものの事務用備品、合わせまして2773万円の補正予算を計上させていただくものでございます。

説明は、以上となります。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、かなりの財源を使ってつくるわけですが、今、お話ししたその追加工事の件です。具体的にどういう中身の追加工事になっているのでしょうか。

まえにも明細を出していただきましたよね。それに合わせて、今度はどの分がどう変わるかという内訳はわかるようになっていきますか。

○中根光男委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

前回補正予算をさせていただきましたのは、消費税が8%から10%になる部分と、工事に係りま
す諸経費の部分が上がりますという形で資料を提出させていただいた経緯がございます。

今回については、特に資料はご用意してないのですが、例えば建築工事であれば、天井の仕上げの
一部、高さの変更でありますとか、鉄筋工事に工法の見直しといったものにおきまして、工事費の増
加が起きている形でございます。

さらに、電気設備工事等におきましては、防犯カメラの設置を当初見ておりませんでした、これ
を新たに追加しているといった内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

細かい明細はいいですけど、でも明細があるから、この金額が出ているわけですから。もともと、
この落札金額は私も随分批判したように99.8%ぐらいでしたか。あと、2社はもうぎりぎり3つ
でひしめいているわけでしょう。かなりの落札率ですよ。だから、俺は談合だと言いましたけど、こ
ういう中での工事ですよ。だからこういうには、本当に必要な工事だったのかと、追加なのかという
ところがありますよ。

防犯カメラは、確かに前はなかったから、追加というのはわかります。どこにどう増額になったの
か。それは仕様書が間違っていたのか、改めて見直したのかが必要ですよ。いかがですか。

○中根光男委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

資料を作成してはなく、大変申しわけございません。

今、委員おっしゃるように、当初から設計で見てなかった防犯カメラ等々ございます。

さらには、土木工事、外構工事等におきましては、残土の処分といった部分でちょっと今までの計
算できなかった部分がふえておりますので、そういったところの内容変更になります。ご理解をいた
だければと思います。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、今度は残土の処分でしょう。なかなか理解できないですよ。だって金額が大きいからね。当初の金額からいうと、どのぐらいの増額になりますか。

○中根光男委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、ただいまの工事請負費の増の内容でございます。まず、建築工事につきまして 480 万 3000 円、機械設備工事 1038 万 8000 円、電気設備工事 384 万 4000 円、外構工事 1364 万円、体育館改修工事 724 万 6000 円でございます。

さらに、こちらから現在の執行残額の見込みが 1979 万円ほどございますので、それを差し引きまして 2013 万 1000 円の補正をお願いしているものでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

どのぐらいの率で上がったのですか。当初の落札金額から比べたらどのぐらい上がったのですかと聞きました。

○中根光男委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

現在想定しております増額が、2013 万 1000 円でございます。さらに、これに対しまして今現在の工事費の見込みが総額で 6 億 4139 万 1000 円ですので、率にして約 3 % 程度不足でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、私が聞いたのは外構工事も、今回落札した金額に対してどのぐらいなのかというのが、聞きたいです。

全体の 6 億円に対しては確かに 3 % ぐらいでしょうけど、前回の 6 月 19 日に提案して落札したでしょう。それから外れた分の増額ですか。でも、違うでしょう。今、残土処分の問題が出てきているからね。だから 6 月 19 日に提案した中身から外れるものはあるかもしれないよ。今言った防犯カメラはね。だから、そこですよ。そこでは、どのぐらいの率で上がったのですかという質問です。

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 0 分

再 開 午後 2 時 0 2 分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、順次ご説明をいたします。

まず建築工事につきましては、当初の契約額に比べて3%の増額で、これには消費増税分の2%も含まれているような内容でございます。内容としましては、ほぼ数量の変更等による見直しでございます。

次に、機械設備工事費につきましては、当初の契約額に対しまして約9%の増加でございます。空調設備の見直しによる増減ですとか、備品で予定していました調理室の調理台を新たに追加したり、さらに屋外の消火栓の規格変更による増でございます。調理台等の追加が、ちょっと高めの割合になっております。

次に、電気設備工事費につきましては、当初の計画に対しまして3.4%程度の増額でございます。こちらについても、先ほど申し上げました防犯カメラの新たな設置であるとか、照明器具の数量の見直しなどによる増減でございます。

次に、外構工事につきましては、18%ほどの増でございます。こちらにつきましては、残土の処分量がふえたことですとか、県道との出入り口の取り付け工事につきまして、県土木事務所との協議の結果、その許可内容を反映させるため、増加になってございます。

次に、体育館工事につきましては、6.8%の伸びでございます。こちらにつきましても、当初備品で見込んでいました室内カーテンを工事で追加することで増がありました。そのほか、設計段階では見えなかった雨どいの改修などを含んでの増加でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

後ほどでいいですから、それをまとめた資料の提出をお願いします。

○中根光男委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

それでは、後ほど作成させて提出させていただきます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

議案集 73 ページの地方債補正で6億20万円に補正されることと、あと、議案集 78 ページの複合型健康福祉拠点施設整備事業債、補正後7億7970万円に限度額を超えるけれど、これは、年度内に6億円内に借入れをまとめるということですか。

説明には1本出ていますけど、これはほかの事業債もまとめたのことということですか。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまのご質問でございますけれども、議案集 78 ページの市債は、総務債の合計額でございまして、今回の複合型健康福祉拠点施設整備事業債につきましては、先ほど、ご質問の中でもありましたように、地方債の限度額6億20万円の額になります。

それ以外の部分が含まれておりますので、7億7970万円となっているものでございます。

○中根光男委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、この整備事業債を現在、幾らに総務債の中の何億何千万円になるということでしょうか。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

総務債のうちの複合型健康福祉拠点施設整備事業債につきましては、6億20万円の額になる予定でございます。

○中根光男委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この事業債の償還年数と金利が有利なのか、標準なのか聞きたいです。

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時09分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

地方債のガイドブックがございます。そちら確認をしてみました。集約化、複合化施設になるので、そちらにつきましての償還年限は今、書かれてございませんので、借入をする金融機関との条件によりまして、借入の年限が決まるということになります。

また、借入の利率でございますが、限度額は3%ということで、起債を限度額のほうに記述させていただいております。こちらにつきましても、借入をする先の金融機関の条件に必ずることになります。

○中根光男委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、焼却場の解体で12年ぐらいという説明ありましたが、それと同等の組み方ですか。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどの新治地方広域事務組合のクリーンセンターの除却債のことだと思われ。そちらにつきましては、10年間以内ということで地方債のガイドブックに書いてありますので、こちらにつきましては、10年以内の借入をする形となります。

利率につきましては、こちらも民間資金でございますので、借入をする相手方との条件によるもので決まります。

○中根光男委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

健康づくりをすると、国のほうで介護とかの需要を抑えるために、交付金制度があると、新聞やニュースにもなっていましたけども、そういうのは何か。この福祉関係の事業債というのは、そういうのはついてないですか。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまお借りしようと考えている事業債につきましては、公共施設等適正管理推進事業というものの事業債でございまして、こちらのうちの集約化、複合化という事業で借りる予定でございまして。

福祉拠点としての施設の事業債ではなくて、今までありました旧穴倉小学校に保健センターでありますとか、その他の施設を集約化、複合化をするということでございまして、こちらの公共施設等管理推進事業債、FM債というものを充てるものでございまして。

こちらにつきましては、充当率が90%でございまして、交付税措置率が50%のものの事業債を借りる予定でございまして。

○中根光男委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

少子高齢化ということで、健康づくりに取り組んだ自治体には利子補給とか交付金があつて、この借入れに関しては、利子補給とかないのか確認したく質問しましたので、もう結構です。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

指定管理者にかかわって、今回10社申し込みがあつて、1社応募しかなかった。それで、ほかのところが、県外が7つ、県内が3つに聞き取りをしますよと言っていましたよね。

その聞き取りはもう既になされていると思います。最終日に指定管理者の提案をする予定だと伺っています。この議案審査にあたり、聞き取りについて、今は、報告なりはできないでしょうか。

○中根光男委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

今のご質問でございましてけれども、明後日の4日に、今回、候補の業者とお会いしまして、仮協定のご相談をさせていただくという形で進んでいます。今ご質問いただいた、そのお断りした内容といった点については、今、調査中でありまして、まだ、1つ、2つしか返ってきていないものですから、再度電話するなりというような形で、ちょっと聞き取りを行って、仮協定が締結済んだ後に、ご説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

まだ、返事が来てない。返事が来てないところは別にいいじゃないですか。無理やり、応募したくなかったのだから。結果的には、パスしたわけですから、答えられているところだけで、いいじゃないですか、だって、もう調査すると言いませんでしたか。だから、10月、11月の二十何日に聞き取りをやると言いませんでしたか。

○中根光男委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

前回の全員協議会でご説明をした際に、そういった形で聞き取り調査を行うことになっております。

22日にプレゼンを行いまして、その後、聞き取りの形で決裁を取りながら、こういった形でご回答をいただければと全社へメールをしまして、まだそのメールが返ってきてないため、ご報告がなかなかできない状況でございます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第76号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

全員協議会で説明したとおりでございますので、補足説明はございません。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はありませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

こちらにつきましても、特に補足説明はありません。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、一般質問もしましたけど、改めて聞きたいと思います。主食は、当市で今までどおり助成することで、副食費については、年収 360 万円未満の相当で、全階層の 3、4 以降の副食費については、免除するとなっていますけれども、実際に、実費徴収される対象児については、それぞれ何人ですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまの質問ですが、直近で出しましたところ、副食費で、こちら市内の保育園、認定こども園になりますが、実際に徴収対象者が 707 名です。そのうち、実際に徴収される方が 469 名で、免除者が 238 名になります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

469 名が副食費の実費を取られる。そうすると、469 名割る 707 名で、66%の人たちが、副食費を負担するということになりますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そのようになります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それで、前にも質問しましたよね。

保育の無料化によって、これまでは、保育料の国基準以下に設定していたと、無償化によって、市の財源が年額で 8000 万円浮くということがわかりました。これを計算すると、公立保育所で副食費の月額 4,500 円ですよね、それに 469 名を掛けて、12 カ月を掛けると年間になりますよね。幾らになりますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

およそ 2500 万円になるかと思います。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

8000 万円浮くのに 2500 万円を実費徴収する。公立の場合は、実費徴収は引き落としだとか言って、実務負担かからないようなこと言っていましたけど、ただ、民間の場合はそうはいかないですね。実務が大変煩雑になるということもありますが、なぜ 8000 万円浮いて 2500 万円なのに、副食費の無料化というのはできないのですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまの質問ですが、今回、10 月から無償化が始まりまして、副食費を徴収するというので、今回は、徴収をしているところでございます。

先ほど、委員がおっしゃられましたとおり、国との基準の差額を単純に計算しますと、8000 万円近く計算上は浮くようになります。

ただ、今後、市のほうから、新たに認定こども園の保育料の不足分とまた公立の保育料の補填はないので、そちらの支出も出てくるかと思えます。

ですので、ちょっと様子を見てから、考えていきたいと思っております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あまり歯切れのいい答弁ではなかったのですが、いずれにしても、国が、どちらかという、子どもはふだんに食事をしているから、特別扱いはできないなんて、言い方をしていましたよね。

保健福祉部長もそういう言い方したと思う。やはり保育はこれまできちっと食育の対象内でやっていたということが前提だと思うよね。

そういうことから言うと、本来であれば、無償化にするべきだと思います。

あとは、私が指摘したとおりに、予算が浮く分はきちっと副食費の無料化に回すべきだと要請するしかないと思います。

○中根光男委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

副食費が無料化となれば、いろいろあるけども賛成しようかなと思っていました。

幼児教育・保育の無償化ということは財源が消費税ですね。そういうもので、やるということよりも、ほかに、やるべきことがあると。例えば、認可保育施設をふやして、待機児童をなくすとか、保育士の処遇改善をしっかりとしていきながら、子どもを安心して預けられる、保育ができる体制をつくるのが一番大事かなと思っていました。ですから、主食をそのままに従来どおりにすると言って、副食費も無料化となれば、賛成しようと思ったのですが、やはりそういう立場に立たないという点であれば、反対せざるを得ないと思います。

○中根光男委員長

ほかに、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中根光男委員長

賛成者多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はありませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

特に補足説明はありません。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

どこに違いがあるのでしょうか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今回の一部改正につきましては、今まで放課後児童支援員の資格、該当要件につきましては、都道府県知事が行う研修を修了した者ということでございましたが、そちらを都道府県知事または地方自治法第252条19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないということで、指定都市の部分を追加した内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

指定都市ということは、当市は関係あるのですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

直接は、当市には関係ございませんが、そちらのほうの研修を受けた方が、当市にきた場合でも、支援員はできるということでございます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 79 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はありませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

社会福祉課所管に関する部分につきまして、吉田課長から説明申し上げます。

○中根光男委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

それでは、議案集 80 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、一番下になります 3 目障害者福祉費、過年度の障害者自立支援事業の精算により超過交付となりました更生医療等に係る障害者医療費国庫負担金 164 万 1802 円と、施設通所に係る障害児入所給付費と国庫負担金 126 万 1743 円、合わせて 290 万 3545 円を返還するものでございます。更生医療給付、障害児給付につきましては、主に前年度の実績をもとに積算していますが、毎月の支払いが 1000 万円前後となりますので、見込むのが難しく返還金が生じております。

続きまして、議案集 82 ページをお願いします。

3 款、3 項、1 目生活保護総務費、過年度の生活保護費等の精算により超過交付となりました生活、

医療、介護扶助費等国庫負担金 5945 万 7108 円と生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金など、189 万 7880 円、合わせて、6135 万 4988 円の返還及び生活保護適正化推進事業で、生活保護法の改正による就学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携システムなどの改修委託費としまして、116 万 2440 円を計上しております。扶助費につきましては、前 3 年の実績平均に直近 3 年の増減率をもとに積算計上していますが、見込みに対し、全体的に伸びがなかったことで、返還金が生じています。

続きまして、前後しますが、議案集 77 ページをお願いいたします。

ただいまのシステム改修委託に伴う歳入になります。3 段目になります。15 款、2 項、2 目、4 節生活保護費補助金、生活保護適正化推進事業費に要する補助金となります。

就学準備給付金の創設に伴うマイナンバー事業連携改修が、補助率 3 分の 2 となります。生命保険会社に対する資産調査統一様式の出力改修と被保護者調査の調査項目の追加対応が補助率 2 分の 1 となりまして、歳出予算 116 万 2440 円に対し、71 万 5000 円の歳入となります。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤文雄委員

収入で、国庫支出金の生活保護適正化推進事業補助金 71 万 5000 円は、今言った生活保護適正化推進事業（政策）の中に入っている。それは、マイナンバーカードと連動するような仕組み、システムづくり、システム改修が主ですか。

○中根光男委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

マイナンバーカードには連携しますが、主な改正内容としましては、生活保護受給者世帯の子どもが大学に進学した際に新生活の立ち上げ費用として、一時金を給付するものになります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、116 万 3000 円があるでしょう。その生活保護総務費に 71 万 5000 円が加わるのですが、このシステム改修の委託の中に、説明がちょっとかみ合わなかったけれど、これをちょっと教えていただけますか。何か、大学院がどうこうとあって、何か全然違うのではないかと思うのですが。

○中根光男委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

今回の改正内容ですが、委託の内容につきましては、まず、1 つ目が、生活保護法の改正による就学準備給付金の創設に伴うマイナンバーカード情報連携で、令和 2 年 6 月開始予定でございます。内容としましては、先ほど申し上げましたように、生活保護受給者世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給するというものでございます。

また、大学等への進学も引き続き、出身生活保護世帯と同居して、通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの住宅扶助費を減額しない措置を講ずるというものでございます。

また、生命保険会社に対する調査様式の出力の統一につきましては、現在、発出されている通知内容では回答書の備考欄の印字がシステム上データを管理しないため、出力不可能であるための改正になります。

2つ目ですが、被保護者調査の調査項目の追加ということに関しましては、月次及び年次調査票の廃止理由について、選択肢が追加できるものになります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

わかりました。

システム改修そのものに、そういう新しい制度の中身を入れれば、支給時期にあたっては、そのシステムを使って支給することができる。あたかも、これで支給するみたいに言っているから。あくまでもシステムを改修することによって、生活保護を受けている子どもが大学に行くときに、自立支援ではないけど、そういう支給をするならば、このシステムを使って支給ができる金額も、ちゃんと出てくると言うことですね。

○中根光男委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、介護長寿課の説明をさせていただきます。

議案集 79 ページになります。

2 款、1 項、13 目あじさい館管理費、02 あじさい館管理事業でございます。あじさい館の冷暖房設備の修繕工事でございます。こちらは、図書館の系統空調が開設当初からの設備でございまして、その設備が修繕できず、更新をお願いするものでございます。空調機器の室外機 1 台、室内機は 9 台となっております。

次に、議案集 81 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、7 目介護保険費でございます。説明欄 03 居宅介護サービス利用者助成事業費（政策）99 万円でございますが、主な内容といたしまして、扶助費、居宅介護サービス利用者負担減免費の 90 万円が主なものでございます。こちらは、非課税対象者の方に 4 分の 1 の助成をする内容でございます。

04 介護保険特別会計繰出事業といたしまして、436 万 2000 円でございます。介護保険特別会計に繰り出すお金といたしまして、介護給付費繰入金が 1 万 5000 円、職員等繰入金が 401 万 7000 円、事

務費繰入金として 33 万円の内容でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、説明を求めます。

健康づくり増進課長 川原場宗徳君。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、議案集 82 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目保健センター費、説明欄 02 保健センター管理事業でございます。398 万 1000 円につきましては、かすみがうらウエルネスプラザの新設に伴いまして、待合室等の体組成計と、血圧計、それから、血管年齢や骨密度計等の測定機器を配置し、かすみがうらウエルネスプラザで市民の方が健康の状態をチェックできるように、229 万 6800 円を計上しております。

また、千代田庁舎にございます産後ケア係が、かすみがうらウエルネスプラザへ移動する際に授乳指導用のソファと子育て本等のラックにつきましては、93 万 4978 円の計上となっております。

それと、特定保健指導や健康教室、会議等につきまして、プロジェクター、スクリーン、それとプリンター類について備品として、74 万 9100 円を計上させていただいております。

こちら合計しまして、398 万 878 円を計上させていただいております。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。佐藤委員。

○佐藤文雄委員

結果的に、かすみがうらウエルネスプラザに移行する際のいろいろな準備機器を今回の補正でやった。つまり、来年 6 月に、かすみがうらウエルネスプラザを開設するためには、今のうちに予算化して、今年度中に購入しないと間に合わないということですか。

○中根光男委員長

健康づくり増進課長 川原場宗徳君。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

霞ヶ浦地区と千代田地区の保健センターが、今度、かすみがうらウエルネスプラザに一緒になるわけですね。その場合に、今まで運用してきた備品等あると思うけれど、2 カ所が 1 カ所になるなら、こんなに備品を買う必要はないのではないかと思う。

その辺の考え方はどうですか。全部新しくすると、今までの備品等は、全て廃棄するというのですか。

○中根光男委員長

健康づくり増進課長 川原場宗徳君。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

内容につきましては、ラックとかもありますけれども、おおむねの金額としましては、今までは所有していませんでした体組成計や血管年齢計、骨密度計とか、あとは、プロジェクターやスクリーンとなっております。

○中根光男委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それはわかりましたけど、どのように活用するわけですか。今までなかったのだからけども、それだけ購入して、これからどう活用する予定ですか。

○中根光男委員長

健康づくり増進課長 川原場宗徳君。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

体組成計、血管年齢計、骨密度計につきましては、かすみがうらウエルネスプラザの待合室等に設置する予定でございます。市民の方が来て、いつでも、測定できるようなことを考えております。

また、プロジェクター、スクリーン等につきましては、施設の特定保健指導、それから、健康教室、会議等につきまして、映写を行い、視覚的にわかるように使用をしたいと思っております。

○中根光男委員長

ほかには、質疑等ございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、説明を求めます。

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の補正予算について、ご説明をいたします。

まず、歳入になります。

議案集 77 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節の児童福祉費負担金 1361 万 2000 円でございます。こちらは、認定こども園等の施設等利用給付負担金の国負担分 2 分の 1 になっております。

次に、16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、2 節の児童福祉費負担金 680 万 6000 円につきましては、同じく施設等利用給付負担金の県負担分、4 分の 1 となっております。

続きまして、歳出になります。

議案集 81 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、説明欄 03 家庭児童相談事業（政策）10 万 3000 円でございます。こちらは、平成 30 年度児童入所施設措置費で、母子生活支援施設に入所しておりました方の精算により、国庫負担金に返還が生じたため、補正をする内容でございます。

同じく、3 款、2 項、2 目児童措置費、説明欄 05 児童手当事業 128 万 4000 円につきましても、平

成 30 年度児童手当の精算により国庫負担金に返還が生じたために、補正をお願いする内容でございます。

4 目児童福祉施設費、説明欄 05 認定こども園事業 2722 万 5000 円につきましては、これまで認定こども園で直接徴収をしておりました 3 歳児以上の保育料分につきまして、無償化に伴い給付をするために増額補正する内容でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと、今、幕内課長が話された認定こども園の事業の件で、保育・教育、それから、保育の無償化に伴うもので、国と県からの支出金の 2000 万円と、一般財源の 680 万円、合わせて 2722 万円ですが、ちょっとよくわからないので、ここのところだけでもう一回教えていただけますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまの質問ですが、歳出のほうで、認定こども園事業 2722 万 5000 円につきまして、これまで、保育料の部分については、認定こども園が直接徴収をしていたところでございます。

今回、無償化に伴いまして、その保育料分が歳入として入りませんので、その分を国・県・市で負担する内容になりまして、2722 万 5000 円の 2 分の 1 を国のほうで 1361 万 2000 円、残りの 4 分の 1 の 680 万 6000 円を県と市で負担する内容になっております。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第 79 号に対する質疑が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 5 4 分

再 開 午後 3 時 0 4 分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

これより、議案第 79 号について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私、9 月議会のときに、議案第 51 号でかすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、反対した経過があります。そもそも、6 億円も投入して複合型健康福祉拠点なる施設が必要なのかということで、いろいろな理由を述べました。

今回、補正予算も多くはこのかすみがうらウエルネスプラザ整備事業にかかわるものではないかと思ひます。

ほかの問題はいいですが、事業費がどこまで膨れ上がるかわからないということについては、私は問題だということで、賛成はいたしません。

○中根光男委員長

ほかに、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は、異議がありますので、起立によって、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中根光男委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

介護長寿課、齋藤課長より説明いたします。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、議案集 96 ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ 694 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 9448 万 8000 円とするものです。

議案集 101 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主な内容といたしまして、7 款、1 項一般会計繰入金 436 万 2000 円、8 款、1 項繰越金 247 万 4000 円でございます。

議案集 102 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費 249 万 9000 円、とびまして、4 款地域支援事業、3 項、2 目地域包括支援センター費 151 万 8000 円は、職員等の人件費になるものでございます。

歳出といたしまして 1 款、3 項、2 目介護認定調査等費 33 万円は、介護認定調査業務の委託でございます。

また、2 款、4 項、2 目高額介護予防サービス費 12 万円は、高額介護予防サービス費の不足によるものでございますが、低所得者の方への負担で補正するものでございます。

7款、1項、2目償還金 247万4000円は、国庫負担金の超過交付金の返還金を計上したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

介護認定調査業務委託が33万円ふえているのは、簡単に言うと、当初予定したよりも、介護認定を受ける人が多くなってきていることだと思いますが、どうですか。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらの調査に当たりましては、臨時職員の方をお願いをしておりましたが、調査をする臨時職員の方が退職になり、これを民間の調査に振り分ける関係で33万円を計上させていただきました。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、特別、介護認定者がふえているという問題ではなくて、そういう認定作業ができる臨時職員が退職したので、委託をするようになったということで、いいですね。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

そのとおりでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

その方はいつ退職されて、基本的には委託金額の根拠はわかりますか。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

この退職した方の委託として見積もったのが、1月から3月分でございます。1件当たり3,300円で、100件を見込んでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、12月で退職するということですね。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

12月で退職ではなく、9月末で退職になりました。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それをリカバリーするのに、1月から3月分までを委託をする。100人程度で300人ということは、業務がちよっと詰まっているということですか。そこら辺がちよっとわかりません。9月末でやめて、1月から3月分だけでしょう。認定業務は、スムーズに問題なく行われているということですか。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

認定業務につきましては、1週間に一遍、介護の判定会議をやっておりますが、35件でやっておりまして、滞らないように、努力しているところでございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、次のところにありますが、職員人件費で、職員は補正前が10人で、補正後が11人というなっていますよね。1人退職でしょう。

今の9月に退職の方との関連で、この議案集103ページについて、ご説明していただけますか。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

9月に退職になった方は臨時職員でしたので、ここの職員の欄には記入はされてございません。

また、こちらの1人ふえた内容でございますが、当初が10人、補正後は11人となっておりますが、人事異動等ございまして、1人こちらから支出となっております。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、人事異動で1人ふえたのだから、何で1人ふえたのですか。その理由も言わないと。

人事異動でふえましたのは、そんな要望があつて、人事異動で1人ふやすのでしょうか。それをどういところで、不足しているから、1人必要という要望をしているのではないの。

10人が11人の配置になりましただけで答弁を終わるのは、ちょっと理解できないですよ。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

年度当初、この介護保険特別会計で配置していた10人が、地域包括支援センター分とこちらにあります介護認定業務となっております。

それで、年度当初に見ていた地域包括支援センターが5人、また、介護長寿課で見っていたのが5人、それで業務が大変という部分で、地域包括センターの5人は変わらず、また、6人は、新しく主事補ということで予算措置していただいた内容でございます。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ただ、5人と5人だったのが、5人と6人になったのでしょうか。その主事補がどうのこうの関係ないですよ。

1人ふえたでしょう。それは、あなたたちが要望したのですか。仕事が忙しいからどうしても、1人くださいよと。どこかが減っているわけでしょう。どこも減らないのですか。

何か、そこら辺をちゃんと答えていただけますか。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

年度当初の係長の部分で異動になっております。これはうちのほうの予算編成のときからの要望でございますので、その中で業務が滞らないようにということで、ふえたものと思っております。

○中根光男委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

予算上で、職員の人件費の予算計上をいたすものですから、予算計上する場合の計算の仕方ですけれども、1月1日時点で職員を見込んでおります。4月時点での見込みというのは人事の見込みがちよっとまだ不明確な部分がありますので、1月1日現在の職員での給与を見込みますので、今回のように、1人増員になりますと、いずれの時期で補正予算をする形となっております。

今回は、1月1日で10人を見込んでおりましたが、4月1日の平成31年度におきましては、職員が11人と、1人増員となったものでございます。今回1人分の補正をお願いするものであります。

○中根光男委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

齋藤課長の説明は余りよくないですね。

だって今、槌田課長が言ったように、もう4月には11人になっていたのに、それを12月に補正するのも何かと思いますが、給与の上がり下がりもあって、タイミングについては、12月になったかもしれないですが、10人だったのが、11人になったのは、4月1日に11人になっていたということではないですか。最初から、そういう見込みでやっていたという説明でないと、何か今まで言ったのが全くちぐはぐになったのではないかと思います。

そういう点では、ちょっと注意してください。

○中根光男委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

どうも申しわけございませんでした。

○中根光男委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

最後になるので、これは要望です。今の佐藤委員が言われた人事異動による補正予算ですが、今までずっと12月に人事異動による補正で一括計上されて、はいそうですかという感じで我々確認しているけれども、1月1日時点で新年度の予算を組み立てた段階に対して、4月の時点で最終的に人員が決まったときには、予算と4月1日時点の人員配置がこのように変わりましたという形で事前に情報提供していただければ、12月のときの対応もわかりやすくなると思う。

年度途中に変わる分には、年度途中の分を含めて、この12月のときに説明していただければいいと思うけれども、そういう情報を事前に何らかの形で提供するということはできないでしょうか。

○中根光男委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の内容についてご説明申し上げますと、1月1日現在の現員現給で給与の予算を組み立てさせていただくのは、確かに3年目になると思います。これは監査委員の指摘を受けまして、なるべく人事院勧告の範囲を含め、人件費は1回の補正で、通年予算の原則からいって組むべきだろうというご指導をいただきまして、1月1日現在で組んでおけば、不足する場所がごく限られてくるものから、そういうやり方をしました。

この12月までは引っ張ってきましたのは、何とか人事院勧告が間に合えば、それを一回で差し引き補正をさせていただこうと思いましたが、あいにくちょっと国の方が間に合いませんので、2回になってしまいます。この人件費の金額の補正に関しましては、1つの款の中で、人件費を組んでおく予算の科目があるのですが、その中でも細分化して、例えば、引っ越しをして住居手当が不足した場合や通勤手当が不足した場合ですとか、いろいろなケースで必ずしも人事異動だけでは済まないケースが多々あります。1月1日現在で予算を組んだ場合と、4月1日異動が終わった段階でどういうふうに組み上がっているかというのは、その当初の予算組みの段階で詳細までお示するのはちょっと困難かと思えます。

ただ、現員現給で、この科目何人見ていたところ、この当初予算は何人分ですというあたりの説明はできようかと思えます。なるべくそのような資料が作製できますよう、担当に指示して進めてみたいと思えます。

○中根光男委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中根光男委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は、全て終了いたしました。

そのほか、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それではないようですので、令和元年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 3時23分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 中 根 光 男